

個別施設計画策定に向けた今後の取組について

1. 公共施設等総合管理計画の見直しについて

- ◎ 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について（H30.2.27 総務省）」、「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について（同）」及び、「公共施設等の適正管理の更なる推進について（H30.4.25）」に基づき、現在の「習志野市公共施設等総合管理計画（H28.3）」の見直しを実施します。
- ◎ その際、公共施設等再生推進審議会から提出された『「個別施設計画」の策定に関する提言書』の内容を踏まえつつ見直しを実施します。
- ◎ 見直しの時期は、平成30（2018）年度末を予定します。
- ◎ 見直しの内容は、以下の項目を予定しています。
 - ① 記載データの時点修正 → 平成29年度末のデータに修正する。
 - ② 公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）に求められている記載項目のうち、本市の総合管理計画に記載のない項目を追加する。なお、検討の結果、記載が困難な場合は、次の見直しまで延期することとする。

【記載のない項目】

- インフラ・プラント系施設に関する「将来にわたる経費の見込み」における「耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込み」及び「対策を反映した場合の見込み」の比較
- 安全確保の実施方針
- 耐震化の実施方針
- ユニバーサルデザイン化の推進方針
- 数値目標のうち「公共施設の数」、「トータルコストの削減」、「平準化に関する目標」
- 国等が管理する施設との連携の考え方
- ③ P D C Aサイクルの確立が求められていることから、効果的かつ具体的なP D C Aサイクルの方法を検討し記載する。
- ④ 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の区分ごとに示すことが求められていることから、その方法を今後検討し、記載可能であれば記載する。
- ◎ 見直しの方法については、今後、各施設の所管課と協議しつつ、庁内検討体制への報告、意見聴取等を行いながら作業を進めます。

2. 個別施設計画の策定について

- ◎ 上記「公共施設等総合管理計画」に基づき、平成2019年度末までに、「公共施設再生計画」の見直し及び、インフラ・プラント系施設に関する「個別施設計画」の策定を行います。

【公共建築物】

- 公共建築物に関しては、小中学校における冷房設備整備や各施設におけるアスベスト対

策など個別の課題が発生していることから、全体事業費の見通しの中で調整を行いつつ、実施時期、事業費等の検討を進めます。

- 現在、施設再生課において、文部科学省の基準に基づき、各施設の構造躯体及び躯体以外に関する劣化状況の評価を実施していることから、その結果も踏まえつつ、事業実施時期等について調整を行う予定です。
- 併せて、後期基本計画の策定資料として行っている最新の人口推計データを活用します。

【インフラ・プラント系施設（普通会計）】

- 前項の総務省からの通知及び各施設所管省庁のガイドライン、指針等を踏まえながら、今後、各施設所管課と連携・調整し、個別施設計画の策定作業を進める予定です。

【公営事業会計に属する施設】

- 上水道・ガス事業に関しては、平成31年度に策定する（仮称）経営計画の中に個別施設計画を包含する予定であり、基本的には企業局で検討を行うものとします。
- 公共下水道事業については、公営企業化に向けて作業中であることから、その検討内容を踏まえつつ、普通会計への影響を見極めながら作業を進めていくこととします。